

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の翌日)

## 目 次

- 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
- 鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則
- 職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
- 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- 鳥取県会計規則の一部を改正する規則
- 部における会計事務手続の特例に関する規則の一部を改正する規則
- 会計事務の処理に必要な書類の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則
- 県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則
- 鳥取県議会議事事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

## 規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年七月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第五十六号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四款の二精神薄弱者更生施設(第四十五条の二・第四十五条の三)」を「第四款の二 精神薄弱者更生施設(第四十五条の二・第四款の三 精神薄弱者授産施設(第四十五条の四・第四十五条の五)」に改める。

第十条厚生援護課の項第十九号中「精神薄弱者更生施設」の下に「精神薄弱者授産施設」を加える。

第四章第三節第四款の二の次に次の一款を加える。

第四款の三 精神薄弱者授産施設

(名称及び位置)

第四十五条の四 社会福祉施設設置条例第二条の規定により設置された精神薄弱者授産施設の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位 置
鳥取県立鳥取第一授産施設		鳥取市

(分掌事務)

第四十五条の五 精神薄弱者授産施設は、十八歳以上の精神薄弱者であつて、雇用されることが困難なものを入所させて、自活に必要な訓練を行なうとともに、職業を与えて自活させる事務を分掌する。  
第六十六条を次のように改める。

(内部組織)

第六十六条 肢体不自由児施設に事務部、医務部、看護部及び生活指導部を置き、事務部に庶務係及び監理係を置く。

第一百七条第一項の表の鳥取県八頭地方農林振興局の項中

林業課 林政

係・普及指導係・施設係

を「林業課 林政係・普及指導係・施設第一係・施設第二係」に改める。

設第二係

第一百五十六条第一項の表の鳥取県鳥取土木出張所の項及び鳥取県郡家土木出張所の項中

総務課 庶務係・管理係

を「総務課 庶務係・会計係・

管理係」に改め、同表の鳥取県倉吉土木出張所の項中

総務課 庶務係・

管理係・建築係

を「総務課 庶務係・会計係・管理係・建築係」に改め、

同表の鳥取県米子土木出張所の項及び鳥取県根雨土木出張所の項中

総務

課 庶務係・管理係

を「総務課 庶務係・会計係・管理係」に改める。

第一百五十七条第一項中「ただし、」の下に「肢体不自由児施設の内部組織のうち、医務部並びに」を加える。

第一百五十七条第二項中「、病院の科(看護科、薬剤科及び事務科を除く。)に副院長を、病院等の看護科に」を「、肢体不自由児施設の看護部及び病院の看護科にそれぞれ」に改める。  
第六十五条を次のように改める。

(内部組織)

第六十五条 陸運事務所に輸送課、整備課及び登録資材課を置き、輸送課に庶務係及び監理係を置く。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年七月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十七号

鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三土木部共通の項部長専決事項の欄第一号中「五百万円」を「一千万円」に改め、同欄第七号(三)及び(四)中「五百万円」を「一千万円」に改める。

別表第三土木部共通の項課長専決事項の欄第一号中「五百万円」を「一千万円」に改め、同欄第二号(三)及び(四)中「五百万円」を「一千万円」に改める。

別表第三管理課の項課長専決事項の欄第一号中「三百万円」を「一千万円」に改める。

別表第三建築課の項部長専決事項の欄第一号中「三百万円」を「五百万円」に改め、同欄第五号から第六号の二までの規定中「三百万円」を「五百万円」に改め、同欄第七号(三)及び(四)中「三百万円」を「五百万円」に改める。

別表第三建築課の項課長専決事項の欄第一号から第三号の二までの規定中「三百万円」を「五百万円」に改め、同欄第四号(六)及び(七)中「三百万円」を「五百万円」に改める。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二土木出張所長の項第一号から第三号までの規定中「三百万円」を「五百万円」に改め、同項第四号中「三百万円」を「一千万円」に改め、同項第七号及び第八号中「三百万円」を「五百万円」に改め、同項第九号(一)、(四)、(七)、(八)、(九)及び(十)中「三百万円」を「五百万円」に改める。

別表第二米子土木出張所長の項第一号から第三号までの規定中「三百万円」を「五百万円」に改め、同項第四号中「三百万円」を「一千万円」に改め、同項第七号及び第八号中「三百万円」を「五百万円」に改め、同項第九号(一)、(三)から(五)まで、(七)、(八)、(九)及び(十)中「三百万円」を「五百万円」に改める。

別表第二都市開発事務所長の項第一号(一)から(三)までの規定中「三百万円」を「五百万円」に改め、同号(四)中「三百万円」を「一千万円」に改

め、同号(七)及び(八)中「三百万円」を「五百万円」に改め、同号(九)、(十)、(十一)、(十二)、(十三)及び(十四)中「三百万円」を「五百万円」に改める。

別表第二尾路治水ダム建設事務所長の項第一号及び第二号中「三百万円」を「五百万円」に改め、同項第三号中「三百万円」を「一千万円」に改め、同項第五号及び第六号中「三百万円」を「五百万円」に改め、同項第七号(一)、(三)から(五)まで、(七)、(八)、(九)及び(十)中「三百万円」を「五百万円」に改める。

別表第四土木出張所長の項中「三百万円」を「五百万円」に改める。  
別表第四土木出張所長の項の次に米子土木出張所長の項として次のように加える。

米子土木出張所長

請負契約の対象となる部分に係る設計金額(請負契約の締結後において、設計金額を変更した場合は、当初の設計金額)が五百万円以上の営繕工事に係る請負契約書及び請負変更契約書の作成

別表第四都市開発事務所長の項中「三百万円」を「五百万円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年七月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十八号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則  
 職員の職の設置等に関する規則（昭和三十九年二月鳥取県規則第六号）  
 の一部を次のように改正する。

別表第六号中「技工」を「技工・工業技手」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年七月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十九号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号）  
 の一部を次のように改正する。

別表第二の表中「技工」を「技工・工業技手」に改める。

別表第三を次のように改める。

別表第三

初 任 給 基 準 表

学 歴 免 許	初 任 給
高 校 卒	一三、一四〇円

備考 1 自動車整備士、運転士及びボイラ技士のうち、高校卒よりも

下位の区分に属する学歴免許の資格を有する者については、その就業に必要な免許等の資格を取得したときを高校卒とすることが出来る。

2 高校卒よりも下位の区分に属する学歴免許の資格を有する者については、学歴免許の資格取得後における経験年数から三年を減じて得た後の年数をもつて高校卒とすることが出来る。この場合において、経験年数が三年未満の者の初任給は、高校卒の初任給からその満たない年数一年につき一号給を減じた号給をもつて、その者の号給とするものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第三の規定は、昭和四十五年四月一日から適用する。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年七月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の二中第三項を第四項とし、第一項及び第二項を一項ずつ繰

り下げ、同条に第一項として次のように加える。

知事又は庁長は、支出負担行為をしようとするときは、知事が別に定める場合を除き、支出負担行為書(様式第十四号の二)により行なわなければならない。

第七十二条第三項を次のように改める。

3 給与の資金前渡による支払の方法については、別に定めるところによる。

第一百六十条第二項中「歳入予算経理簿」を「収入整理簿」に、「歳出予算経理簿」を「支出整理簿」に改める。

様式目次中「様式第十五号 支出仕訳書」を「様式第十四号の二 支出負担行為書」に、「様式第六十三号 歳入予算経理簿(課長)」を「様式

第六十三号 収入整理簿」に、「様式第六十九号 歳出予算経理簿(課長)

」を「様式第六十九号支出整理簿」に改める。

様式第十四号の次に次の一様式を加える。

様式第14号の2 (B列5号) 表面

支 出 負 担 行 為 書

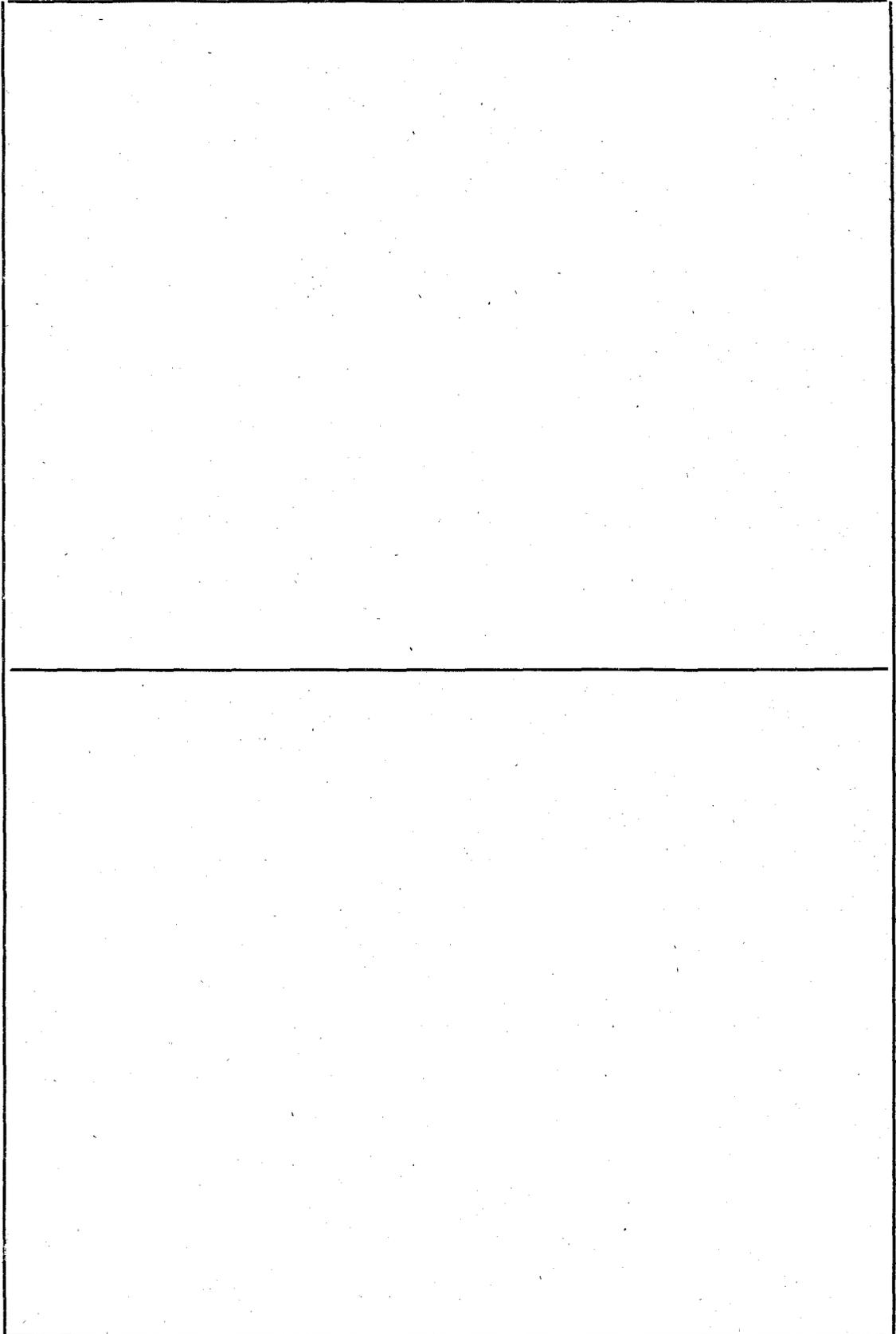
保存期間 永・10・5・1

取扱  
区分  
簿 冊 名

下記のとおり支出負担行為をしてよいか伺います。				主務課		TEL	
年 月 日							
発 議		協 議					
知 事	部 長	課 長	経 理 室 長	出 納 長	副 出 納 長	合 議	
合 議			主 査	総 務 部 長	財 政 課 長	合 議	
支 出 区 分 根 拠 法 令 等	資金前渡・概算・前金・振替			部 長	課 長	合 議	
契 約 方 法 及 び 根 拠 法 令 等	一般競争・指名競争・随意						
支 出 負 担 行 為 額	円			支 出 負 担 行 為 の 日		年 月 日	
支 出 負 担 行 為 の 内 容				相手方の住所・氏名 (資金前渡者名)			
予 算 の 内 容				明許繰越		債務負担行為	
				事故繰越			
年 度	会 計 名						
	科 目						
配 当 予 算 額	円		執 行 行 額	円		予 残 額	円
支 出 整 理 金 額	年 月 日	担 当 者	施 行 年 月 日	施 行 区 分 及 び 施 行 数		決 裁 済 印	
			・	・			
			・	・			
			・	・		完 結 印	
			処 理 期 限	・	密 査 淨 書 照 合 発 送		
			発 受 第 号	・			

備考 解における決裁欄は、知事欄は解長とし、その他は本庁に準じてそれぞれの欄を設ける。









様式第61号

歳入歳出簿

年度 入 年 月分

会計名	目	予算区分	算額		区分	調定額		収入済額		不納欠損額		収入未済額 (B)-(C)-(D)
			当月分 円	累計 円(A)		当月分 円	累計 円(B)	当月分 円	累計 円(C)	当月分 円	累計 円(D)	
	款	当初・補正			本庁							
	目	繰越財源			靡計							
		計										
		当初・補正			本庁							
		繰越財源			靡計							
		計										
		当初・補正			本庁							
		繰越財源			靡計							
		計										
		当初・補正			本庁							
		繰越財源			靡計							
		計										
		繰越財源			本庁							
		計			靡計							

様式第六十一号を次のように改める。





附 則

この規則は、公布の日から施行する。

部における会計事務手続の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年七月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十一号

部における会計事務手続の特例に関する規則の一部を改正する規則部における会計事務手続の特例に関する規則（昭和四十三年六月鳥取県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「及び支出更正票（様式第八号）」を削る。

第九条及び第十条を削り、第十一条を次のように改める。

（支払日計表）

第九条 出納長は、支出仕訳書に基づいて支払日計表（様式第十二号）を作成し、規則第四百十九条第一項の規定に準じて編纂しなければならない。様式第八号から様式第十一号までを次のように改める。

様式第8号 削除

様式第9号

会計名		年度		歳		出		年		月分		簿	
科	目	区	分	予		額	支		額	子	算	残	額
				当	初		本	出					
款	項	目	計	及	正	計	片	靡	計	(A)	(B)	(A)-(B)	連
			円	補	正	円	円	円	円	円	円	円	円
			累										
			当										
			月										
			分										
			計										
			累										
			当										
			月										
			分										
			計										
			累										
			当										
			月										
			分										
			計										
			累										
			当										
			月										
			分										
			計										
			累										
			当										
			月										
			分										
			計										
			累										
			当										
			月										
			分										
			計										

○

○



様式第11号 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

会計事務の処理に必要な書類の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年七月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十二号

会計事務の処理に必要な書類の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則

会計事務の処理に必要な書類の様式の特例に関する規則（昭和四十五年三月鳥取県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「所屬外公金振替通知書」出納員 様式第六号を

所屬外公金振替通知書	出納員	様式第六号
収 入 簿	出納長	様式第七号

に改める。

様式第六号の次に次の様式を加える。



附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年七月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十一号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中

衛生研究所

所

長

百分の十六

を

衛生研究所

所

所長（人事委員会が承認したものに限る。）

長

百分の十六

百分の二十

に、

土木出張所

所

所長（人事委員会が承認したものに限る。）

長

鳥取空港

空港事務所長

百分の十六

を

久米ヶ原土地改良事業所

土木出張所

鳥取空港

尾瀬治水ダム建設事務所

所

長

百分の十六

所長（人事委員会が承認したものに限る。）

百分の二十

次所

長

百分の十六

空港事務所長

百分の十六

所

長

百分の十六

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年七月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十二号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第五条の表中「五級」保健所の所長及び職員診療所の所長を五級

保健所、衛生研究所及び職員診療所の所長に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年七月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十三号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「を除く。」の下に「以下同じ。」を加える。

第二条の二を削る。

第三条中「前二条」を「前条」に改め、同条ただし書を削り、同条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 妊娠中の女子職員が母子保 妊娠七月までは四週間に一回、

健法(昭和四十年法律第四百一十一号 妊娠八月から九月までは二週

間)第十條に規定する保健指導又は同 間に一回、妊娠十月から分娩

法第十三條に規定する健康診査を受 までは一週間に一回、一日の

ける場合 範囲内でそのつど必要と認め

る期間

第六條の次に次の一條を加える。

(臨時的任用職員の義務免除)

第七條 臨時的任用職員の義務免除については、人事委員会が別に定める

ところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年七月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十四号

県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の休暇に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(以下「職員」という。)」を削る。

第二条中「職員」の下に「(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の規定に基づき臨時的に任用された職員及び女子教育